

## 令和4年度最適化活動の目標の設定等

都道府県名： 山梨県  
農業委員会名： 忍野村農業委員会

### I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

#### 1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和2年7月20日

任期満了年月日 令和5年7月19日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	14	14
認定農業者	—	0
認定農業者に準ずる者	—	4
女性	—	2
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	4	4	2

#### 2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	281
農業経営体数	66

※ 直近の「農林業センサス」又は  
「農業構造動態調査」に基づいて  
記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	76
女性	34
40代以下	1

※ 直近の「農林業センサス」又は  
「農業構造動態調査」に基づいて  
記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	3
基本構想水準到達者	15
認定新規就農者	0
農業参入法人	3
集落営農経営	0
特定農業団体	0
集落営農組織	0

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畠				計
			普通畠	樹園地	牧草畠	
耕地面積	82	81	81	0	0	163

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)		これまでの集積面積(B)		集積率(B)/(A)	
	163	ha	24	ha	15.0	%
課題	担い手の減少・高齢化等による遊休農地の増加、農地の分散化等が農地の確保・有効利用を図る上での大きな課題となっている。当地域では、耕作する農地が分散し作業効率が低下しており、早急に対策を講じて担い手に利用集積を図る必要がある。					

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

##### ② 目標

農地の集積の目標年度	5 年度	集積率	46 %
今年度の新規集積面積	25 ha	農地面積(C)	163 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	50 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	30.5 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

#### (2) 遊休農地の解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	50 ha	0 ha	50 ha
課題	高齢化と後継者不足により、毎年新たな遊休農地が発生している状況にある。遊休農地の弊害、発生防止の呼びかけと所有者等への啓蒙活動が必要不可欠である。さらに、速やかな所有者等への指導とともに、一時的な解消とならないよう導入作物の提案指導を併せて行う必要がある。		

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	0 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

###### b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	50 ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	令和6年度末までに県、土地改良区、JA等の関係機関へ遊休農地の状況や解消方法に関する情報収集・意見交換を行い、令和7年度中までに遊休農地解消に向けた工程表を策定する。

###### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	ha
---------------------------	----

### (3)新規参入の促進

#### ①現状及び課題

現状	R元年度新規参入者	R2年度新規参入者	R3年度新規参入者
	0 経営体	0 経営体	0 経営体
	0 ha	0 ha	0 ha
課題	農地の斡旋が出来るかが課題となる。また利用意向調査の集計結果を踏まえた中で、農地所有者と協議していく必要がある。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

#### ②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	2 ha	1 ha	2 ha	2 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積				0.5 ha

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

## 2 最適化活動の活動目標

#### (1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日／月	最適化活動を行う農業委員の人数	14 人
		農地利用最適化推進委員の人数	4 人

#### (2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	3 回
-------------	-----

取組時期	取組項目	強化月間の内容
7月	農地の集積	農地集積化相談会 人・農地プランの話し合い強化月間として、全ての地区で話し合いの場を設定し、全ての農業委員・推進委員が話し合いに参加し、積極的な発言等を行う。
9月	遊休農地の解消	農地利用最適化強化会議・農地利用状況現地確認立会 遊休農地の解消月間として、全ての委員が担当区域ごとに、戸別訪問や電話による意向把握、現地調査等を行い、全遊休農地の利用意向の把握を行う。
11月	新規参入の促進	新規就農者向け農地最適化利用のための説明会 新規参入相談月間として、村が開催する相談会に出席し、農地の賃借等に関する相談を受ける。また、推進委員等による戸別訪問の機会に、新規参入の希望がないか聞き取りを行う。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

#### (3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	2 回
---------------	-----

開催時期	8月下旬(28日)	相談会名	山梨県就農支援センター新規就農相談会
参加者数	2	開催場所	山梨県庁防災新館オープンスクエア
相談会の内容	県内での新規就農を希望する者に対して、忍野村の農業の状況気候、地域概況、就農施策等を紹介する。		
開催時期	12月頃	相談会名	山梨県企業の農業参入セミナー
参加者数	2	開催場所	甲府市内
相談会の内容	山梨県が農業参入を希望する企業を対象に開催するセミナーに参加して、忍野村の農業の状況、気候、地域概況、就農施策等を紹介する。		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入

(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)